

会議名	(仮称)矢板市まちづくり基本条例策定委員会第17回会議
日時	平成23年1月5日(水)午後1時30分～3時30分
場所	市役所 第一委員会
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、木下主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり
<p>1 開 会 (政策班 赤羽主幹)</p> <p>2 あいさつ (会長)</p> <p>皆様、明けましておめでとうございます。まだ、正月気分の抜けない5日にお忙し中、ご出席いただき有り難うございます。また、去年は、策定委員会でいろいろお世話になりお礼申し上げます。</p> <p>さて、今日は、第17回の策定委員会であります。今回は、前回に協議していただいた内容とその後事務局にご意見をいただいた内容も含めて、修正した案を協議願いたいと思います。</p> <p>なお、本日が策定委員会として最後の協議になると思いますので宜しくお願いいたします。</p> <p>3 まちづくり基本条例の検討 (進行 会長)</p> <p>(1) (仮称)矢板市まちづくり基本条例素案について</p> <p>資料1について事務局で説明 この図は、条例素案のイメージとして作成したものです。</p> <p>資料2について事務局で説明 条例素案について、前回時から変更となった場所について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「めざすまちの姿」については、策定委員の方が最初の頃にワークショップで行った矢板市の将来についての意見を参考に7項目としました。</li> <li>・第11条3項については、今回ご意見を頂いたものであり追加しました。</li> <li>・第20条について、今後市民と協働を進めていくためには、協働のルールの整備が必要として、この表現にしました。</li> <li>・議会基本条例については、議会の自主性に任せたいということで、今回も入れませんでした。</li> <li>・住民投票については、常設型の意見がありましたが、住民投票は、あくまで議会制民主主義を補完するものということで、前回と同じ非常設型としています。</li> </ul> <p>質疑</p> <p>委員 議会の役割の関係で、第11条の4項は議会改革となっているが、これは当然であり、4項は、議会基本条例の関係を追加して欲しいと思っている。</p> <p>今の議会は、もっと議論して行わないといけないと片山総務大臣も言っており、自治基本条例を作ってから、議会基本条例を考えるということではなく、4項は議会基本条例に直すべきと思っている。</p> <p>それから、開かれた議会の関係である、市民参加が除かれているが、これは入れるべきだと思う。</p>	

これらを皆さんに議論いただければと思います。

会長 これは従来からの議会条項に対する意見であり、先ほど事務局の説明にあったように、これは議会に任せることがいいのではないのかという主旨からこの原案を作っているという説明でした。ただ、これでは弱いというのが委員の主旨でしたが、これは前から出ている問題ですが、他の委員さんはどうですか。

委員 第11条の4項についての意見ではありますが、これについてはかなり議論をしており、事務局の案のとおりで十分であると思う。

委員 議会改革については、常に市民と共有のものという認識のもとで議会運営がなされていると思う。いろいろなところで議会基本条例が作成されていることは分かっている。これから、この自治基本条例ができてから、今後さらに議会改革が進んでいくと思う。また、議会の活性化ですが、今でも活発な意見は出ていると思う。

この第11条の議会関係は、この程度で足りるのではないかと思う。

会長 今の意見は、修正の必要はないという意見でした。これは、今までも議論をしており、結論を出す必要はあると思います。これまでに十分な議論はしてきたのではないかと思う。

委員 今回は、「議会が自らの機能と責任の基に条例を制定し」という表現であり、議会基本条例を制定してとは、はっきりとは言ってはいない。基本的なものは、それは議会基本条例によると思うが、私は議会基本条例とは言っていない。片山総務大臣も言っているが、議会無用論も多い。市民に議会の必要性を分かってもらうために、これは必要である。言葉が違う、これを議論していただきたい。

会長 議論がされていない、また、議会無用論まで言うておられるが、この委員会でそこまで議論することが妥当なのか、平行線であり、多数決で決めるものではないが、このままでは、結論がでませんので、決を採りたいと思います。

委員 議会改革は、議会の制度改革が伴うことであり、今ここで議論をしても、これから先、色々制度が改正されてくることになりましてここで決定する必要はないと思う。あまり色々なことをここで縛る必要はないのではないか。

会長 この議論を深めていくこともあると思いますが、これ以上深めても議論がつかないと思います。また、この議論は、これまでも相当議論されていますので、それらを踏まえてこの件については一定の結論を出したいと思います。

全会一致が基本と思いますが、このままでは決まりませんので、変える必要はない方の挙手をお願いします。それでは賛成の方が多数ですので、このまま修正なしとさせていただきます。

会長 次に、第12条の市議会の公開と市民参加については、どうでしょうか。

事務局 この市民参加についての具体的なものを、前回について委員さんにお聞きしましたが、議会報告会を開くということでしたので、1項の議会活動を市民に説明をすると言う表現がありますので、ここで市民参加については、カバーできるということで今回も入れておりません。

会長 主旨は、ここに含まれるという説明でした、その他意見はありますか。

委員 それでよろしいと思います。

会長 第12条は、これにします。

委員 第3条で最高規範性となっていますが、最後の33条の見直しがあまりにも軽いのではないか。何らかの縛りを設ける必要があると思う。

また、文書の中で、公正、公平を何気なく使っている気がしている。公正、公平の利用について何かあるのか。

事務局 第33条の主旨ですが、ここに市民の意見を踏まえてとありますように、単に事務局の意見で改正を行うのではなく、何らかの形で市民の方の参画を得て検討をしていくという意味を込めております。

また、年数で見直すと言う意見もありますが、そういうことではなく、社会情勢の変化により見直す必要ができたときに、市民の皆さんの参画を得て条例の見直しを検討したいということです。

次に、公正、公平の件については、これは委員会において提出されたものをそのまま提出しており、事務局としては使い分けを意識して用いてはおりません。

委員 第33条については、見直しをする場合、このような委員会をもう一度作ることなのか。

事務局 そのように考えております。見直しについては改めて組織を作って検討していくことを考えております。

それと、この条例の特色ですが、このように市民の委員の皆さんの手作りによることが特徴ではないかと思えます。他で同じように市民が作っていますが、多くはファシリテーターを入れて作っており、このように市民だけで作っていることは大きな特徴ではないかと思えます。

委員 第33条については、今言ったようなことを文書にした方がいいと思う。

委員 次回見直しをする場合は、このような形の委員会を組織してやっていただければと思います。

事務局 表現については、何か考えます。

委員 栃木市の例では、施行から5年を超えない毎に、社会情勢にそぐわないかどうか検討し見直しをするという。2項として見直しに関しては、市民参画を得て行わなければならないとしている。このような形が分かり易い。

会長 この辺の表現をもう少し考えて欲しい。

委員 第31条の、「国際交流」ですが、「めざすまちの姿」では、これに関する言葉はないが、これはどういう意味があるのか。

事務局 「国際交流」については、これを入れるかどうかの協議の中で、現在は、あまり国際交流が進んでいないので必要がないという意見がありましたが、今後の国際化を考えて入れる必要があるということで、これをいれた経過があります。

会長 その他何かありますか。

委員 やはり第6条の「めざすまちの姿」が気になります。7項目が増えても、インパクトがないと思う。

事務局 ここでの表現をあまり長くすることは、総合計画になってしまうので、文書は短くしています。

委員 7項目の中に教育を愛するとか、教育の重視とかないのが疑問に感じる。

事務局 ここは、市長のマニフェストから入れているものではないので、このような表現をしている。

委員 「めざすまちの姿は」前文に入るのではないかと思う。これらを短い言葉にして前文を作ってはどうか。

事務局 この「めざすまちの姿」は、本来ここに入れる必要はないと思う。しかし、

この条例をつくるに当たり、皆さんから矢板市の良いところやめざす矢板についての意見をもらいました。この意見を反映することが、この矢板市の条例の特徴となると思い、ここに入れてあります。

会長 第6条については、いろいろ意見があります。もう少し具体的に表現をしますと施策になってしまい、それは基本条例としてふさわしくない。

この表現は、基本条例としてのルール作りとしては異質な条項になっています。この条文が必要かどうか、この辺についてはどうなのか委員に意見を頂きたいと思います。

委員 7項目は、総合計画に近いが、信念としてこの条文は必要であると思います。

委員 これは、必要はないと思う。施策に近いのでこれを入れる必要はないと思う。

委員 これはみんなの意見を反映しているということで、いまの段階では載せておいていいと思う。

会長 必要という意見と必要ないという意見がある。他の委員はどうですか。

委員 これは残してほしい。インパクトのある条文としてほしい。

会長 この条項を生かすことに賛成の方、挙手願います。それでは、賛成多数です。この条項は生かすことにします。

事務局 もう一つ説明をさせてください。第20条、協働のルールについて改めて入れております。現在このルールとしては整備されていませんが、道普請の事業や道路の里親など実際に行っています。今後改めて、この協働のルールを策定していきたいと考えています。

会長 7項目のほかに、何かありますか。

委員 市長さんが代わっても代わらなくても教育については必要であるので是非入れて欲しい。

未来を託す子どもたちを、何とかしたい。特に日本は資源のない国であり、また、矢板市も資源はないので、人を育てる必要があると思う。

事務局 何か表現を考えます。

委員 教育を入れるなら、産業をいれてはどうか。

事務局 5番の地域資源を生かしたまちに産業を含めています。

委員 インパクトの件ですが、まちで止めているのでインパクトがない。まちのあとに矢板をいれてはどうか。こういうところに入れているのはあまりないと思う。

事務局 矢板は、ひらがな或いは漢字のどちらですか。

委員 漢字の方が力があると思う。

会長 これは事務局で検討してください。貴重な意見を有り難うございました。それでは文書の最終の修正は事務局に任せることにしたいと思います。最後に何かありますか。

委員 最後にもう一つ、住民投票についての最後に「尊重するものとします」とあるが、「しなければならぬ」との表現についてはどうなのか。尊重すると言う表現が多いが、できれば「しなければならぬ」という表現がいいと思う。その辺はどうなのか。

事務局 今の制度からすると市長も議会も市民から選ばれており、この条例でそこまで拘束する必要はないと思います。

なお、文末については、統一をして行きたいと思います。

会長 時間もかなりたっておりますので、この辺で委員会の最終案とさせていただきます。

たいと思います。最後に事務局に今後のスケジュールについて説明を願います。  
事務局 今後は、内部で協議をして、その後に2月1日頃に住民説明会を現在作成中の次期矢板市総合計画と一緒に行いたいと考えております。なお、パブリックコメントは、17日頃からと考えております。

委員 最後に最終の修正案については委員に配布して欲しい。

事務局 配布いたします。

会長 本日の会議をこれで閉めさせていただきます。長時間に渡り貴重なご意見を頂き有り難うございました。長い時間大変有り難うございました。

5 閉会 15:10